

舞鶴市男女共同参画計画

まいプラン

第3次



2017年3月



舞鶴市

はじめに

このたび、舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン（第3次）」が策定の運びとなりました。

策定にあたりましてご審議いただいた舞鶴市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、「舞鶴市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」にご意見をいただいた皆さま方、ご協力をいただいた多くの方々に厚くお礼を申し上げます。



少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化など社会の変化が進む中、豊かで活力ある社会を実現するためには、すべての人が性別にかかわらず、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が大変重要となっています。

舞鶴市では、平成9年（1997年）に「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」、平成19年（2007年）に「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

また、平成26年（2014年）には「舞鶴市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する施策をさらに総合的・計画的に推進しているところです。

本計画では「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「男女が共に参画し、活躍できる環境づくり」、「男女が共に安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向と具体的施策を設けております。さらには、平成27年（2015年）8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定された「市町村推進計画」としても位置づけており、あらゆる分野における女性の活躍推進や、男女が共にいきいきと働くための環境づくりなどに積極的に取り組むことに加え、新たに、地域防災における男女共同参画を進めるための施策についても盛り込んでおります。

本計画を、市民、企業、関係機関の皆さまとの連携のもと、総合的かつ計画的に推進し、一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、今後ともなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年（2017年）3月

舞鶴市長 多々見 良三

目次

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4

第2章

計画の内容

1 計画の基本理念と体系	6
2 基本目標と具体的施策	8
〔基本目標1〕男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8
施策の方向1 男女共同参画への意識づくり	8
施策の方向2 地域に根ざした推進拠点の充実と利用の促進	12
〔基本目標2〕男女が共に参画し、活躍できる環境づくり	15
施策の方向3 あらゆる分野における女性の活躍推進	15
施策の方向4 男女が共にいきいきと働くための環境づくり	19
施策の方向5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	23
〔基本目標3〕男女が共に安心して暮らせるまちづくり	27
施策の方向6 配偶者等からの暴力の根絶	27
施策の方向7 誰もが安心して暮らせるまちづくり	31

第3章

計画の推進

1 推進体制の充実	34
2 計画の進行管理と評価	34
3 市民、企業、関係機関などとの連携	34

資料

◇舞鶴市男女共同参画計画の策定経過	36
◇舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿	37
◇男女共同参画に関する年表	38
◇男女共同参画社会基本法	44
◇京都府男女共同参画推進条例	49
◇舞鶴市男女共同参画推進条例	53
◇用語の説明	56

（注1）本文中の「」については「用語の説明」（P56～59）をご参照ください。

（注2）図表中の「N」は、集計対象となった総数（分類別の該当対象数）を示しています。

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画は、男女が対等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野において参画する機会が確保され、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会の形成を目指すものです。

本市では、男女共同参画社会の実現のため、平成19年(2007年)に「舞鶴市男女共同参画計画(まいプラン)」(以下、「まいプラン」という。)を策定しました。その後、策定から6年が経過するにあたり社会経済情勢の変化などに対応するため、平成25年(2013年)に改定を行い、男女それぞれの課題に対応した啓発の強化や、女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化など、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、平成27年(2015年)に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(以下、「市民アンケート調査」という。)及び「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」(以下、「事業所アンケート調査」という。)の結果によりますと、依然として様々な分野で性別による固定的な役割分担意識が根強く存在し、市民の男女共同参画に関する意識が大きく変化していない状況にあることや、全国と比較しても本市の男女平等感が低いことなど、多くの課題が明らかになっています。

このような状況の中、「まいプラン」の計画期間が平成29年(2017年)3月末をもって終了することに伴い、本市において男女共同参画社会の実現を一層推進する取り組みが必要であるため、引き続き固定的性別役割分担意識の解消を目指した「男女共同参画への意識づくり」に加えて、「自らの意思によって、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の活躍を推進する」ことについて重点を置き、さらに、「地域防災における男女共同参画」について盛り込んだ新しい計画となる「まいプラン(第3次)」を策定するものです。

【計画の位置づけ】

第1次：平成 9年(1997年)策定「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」

第2次：平成19年(2007年)策定「舞鶴市男女共同参画計画(まいプラン)」

第3次：平成29年(2017年)策定「舞鶴市男女共同参画計画(まいプラン)」

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合(国連)は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議において「世界行動計画」が採択され、世界的規模で男女平等を実現するための取り組みが開始されました。

昭和54年(1979年)には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、平成7年(1995年)には、第4回

世界女性会議（北京会議）が開催され、平成12年（2000年）までに男女平等に向けて世界的に取り組むべき課題を示した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成23年（2011年）には、既存のジェンダー関連4機関を統合した新たな機関として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足されました。

平成27年（2015年）には、「北京宣言及び行動綱領」採択から20年を契機に「北京+20」として開催された第59回国連婦人の地位委員会において「政治宣言」が採択され、「法、政策などを通じた効果的・加速化された取組」や「組織機構に対する支援の強化、増加」などを確保するための更なる具体的な行動を取ることが表明されました。

（2）国内の動き

我が国でも、国連の動きと連動しつつ男女平等にむけて様々な取り組みが推進されてきています。

国連の「世界行動計画」を受け、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和60年（1985年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保など女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）、平成3年（1991年）には「育児休業等に関する法律」（育児休業法、のちに育児・介護休業法に改正）、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）がそれぞれ制定されました。

さらに、平成27年（2015年）には、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立するなど、各種法律の整備が進められてきました。

なかでも、平成11年（1999年）に成立した「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権の尊重などを基本理念とし、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が明記されました。翌年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。平成27年（2015年）に策定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」が改めて強調されています。

京都府においては、平成元年（1989年）に「KYOのあけぼのプラン」が策定され、平成16年（2004年）には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。さらに、平成28年（2016年）には「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策」が策定され、取り組みの推進が図られています。

(3)本市の取組

本市では、こうした国内外の様々な動きを背景に、平成9年(1997年)「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」を策定し、計画に基づいて男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

平成13年(2001年)には、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として「舞鶴市女性センター(現：舞鶴市男女共同参画センター(フレアス舞鶴))」を整備し、啓発や交流、情報発信などの取り組みを進めてきました。

平成19年(2007年)には、「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」の期間終了を受け、「舞鶴市男女共同参画計画(まいプラン)」を策定し、様々な施策や啓発活動に取り組んできました。

このような中で、男女共同参画推進の基本となる考え方や、市民、事業者、教育者、市の役割をそれぞれ明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に実施するため、平成26年(2014年)に、「舞鶴市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の中で、男女共同参画の推進に関する事項を調整・審議する機関として「舞鶴市男女共同参画審議会」を設置しました。

平成27年(2015年)には、ドメスティック・バイオレンス(DV)の未然防止や、被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組むため、同審議会から答申を受け「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」(以下、「舞鶴市DV対策基本計画」という。)を策定しました。

また、「まいプラン(第3次)」策定に係る基礎資料とするため、「市民アンケート調査」及び「事業所アンケート調査」を実施しました。

3. 計画の性格

- ◇今後取り組むべき課題に対応した計画
- ◇市民の意見を反映させた計画
- ◇「新たな舞鶴市総合計画」を上位計画とする男女共同参画に関する総合的な計画
- ◇「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」として位置付けた計画

4. 計画の期間

「まいプラン(第3次)」は、平成29年(2017年)4月から平成39年(2027年)3月末までの10年間を計画期間としており、社会の情勢や本市の状況などを踏まえながら、各施策の調整、評価などを行う中で必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章

計画の内容

- 1 計画の基本理念と体系
- 2 基本目標と具体的施策

1. 計画の基本理念と体系

基本理念

「女(ひと)と男(ひと) 自分らしく輝ける未来を」

基本目標

施策の方向

1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

1 男女共同参画への意識づくり

2 地域に根ざした推進拠点の充実と利用の促進

2

男女が共に参画し、活躍できる環境づくり

<舞鶴市女性活躍推進計画>

3 あらゆる分野における女性の活躍推進

<舞鶴市女性活躍推進計画>

4 男女が共にいきいきと働くための環境づくり

<舞鶴市女性活躍推進計画>

5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

3

男女が共に安心して暮らせるまちづくり

6 配偶者等からの暴力の根絶

7 誰もが安心して暮らせるまちづくり

家庭、職場、地域、学校などのあらゆる分野において男女が互いの人権を尊重しながら平等に参画し、個性に応じて能力の発揮ができ、その人らしい生き方で輝くことができる未来づくりをめざします。

具体的施策

- (1) 男女共同参画に関する理解の促進
- (2) 教育・学習の場における推進
- (3) 国際理解と国際交流の推進

- (1) 利用しやすい施設づくりの推進
- (2) 市民や各団体との協力・連携の促進と支援

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進
- (2) 各種審議会など政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- (3) 市役所の女性職員の職域拡大と登用促進
- (4) あらゆる分野への女性のチャレンジ支援
- (5) 女性の活躍に向けた地域や団体における取り組み支援、人材の育成

- (1) 男女が共に働きやすい環境づくり
- (2) 雇用の場における男女の機会・待遇の均等の推進
- (3) 農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援

- (1) 男女が共に支え合う家庭・地域づくり
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 介護サービスの充実
- (4) 男性の家庭における活動への参加の促進
- (5) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 配偶者等からの暴力の予防と意識啓発
- (2) DV対策基本計画に基づく被害者支援に関する施策の推進

- (1) 地域防災における男女共同参画
- (2) 生涯にわたる心とからだの健康づくり支援
- (3) 男女の性を共に理解し尊重する考え方の啓発
- (4) 誰もが住みよさを実感するまちづくりの推進

2. 基本目標と具体的施策

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるためには「男性だから」「女性だから」というように性別によって差別されることなく、男女が共に責任を分かち合いながらお互いを認め合い、尊重することが大切です。

根強く残る社会的な慣習の見直しや固定的性別役割分担意識の解消をめざして生涯を通じた男女共同参画への意識づくりを進めるとともに、地域に根ざした推進拠点の利用促進を図ることにより、男女共同参画社会実現の基盤づくりを進めます。

施策の方向 1 男女共同参画への意識づくり

【現況と課題】

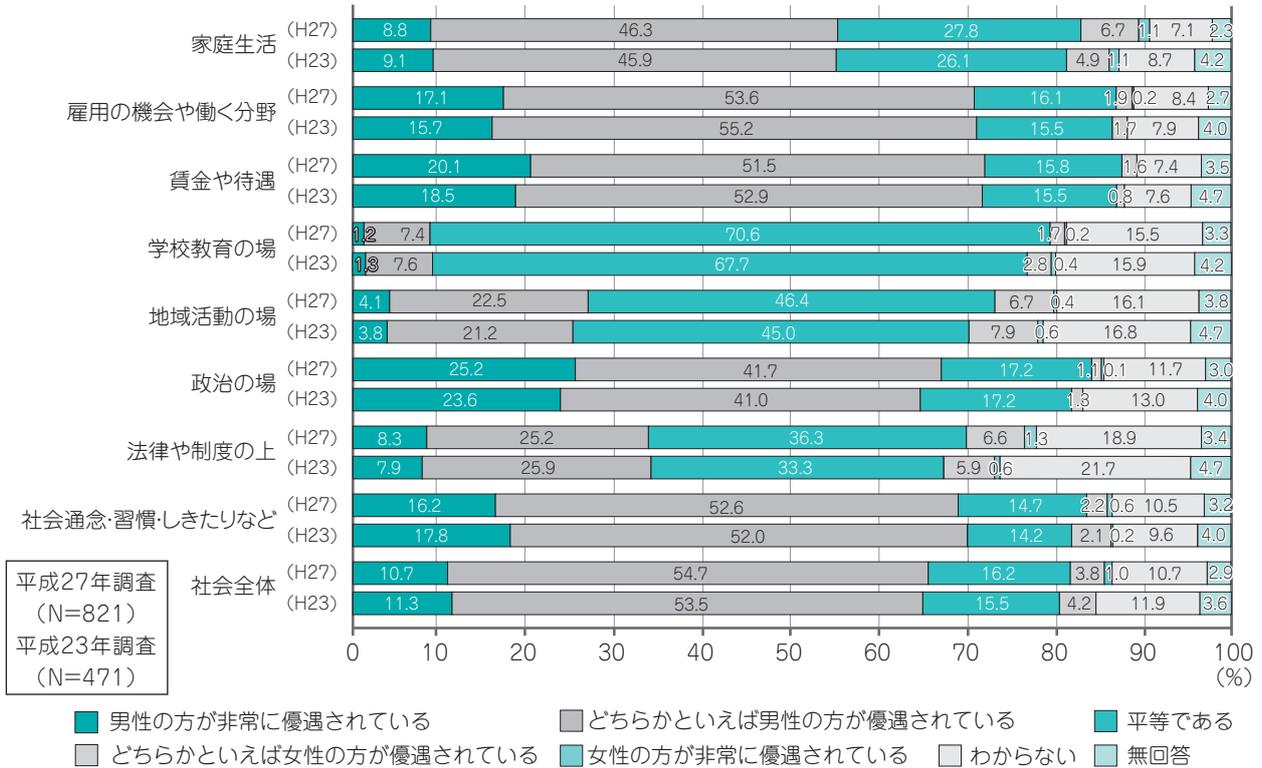
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「学校教育の場」「地域活動の場」「法律や制度の上」では男女の平等感が比較的高いものの、「社会全体」では16.2%と前回調査から大きな変化は見られず、男女の平等感が低い状況がうかがえます。また、依然として「男は仕事」「女は家庭」といった考え方が、男性や70歳以上の高齢者を中心に肯定されるなど、生活習慣などを通して無意識に受け継がれた固定的性別役割分担意識が根強く残っており、今後も意識改革に向けた啓発が必要です。
- 加えて、これまで取り組んできた男女共同参画の施策が主に女性を対象としてきたため、女性のための施策と受け取られることが多く、男女共同参画が社会全体にとっても重要であることが男性に十分理解されていないことから、男性への男女共同参画の正しい理解に向けて啓発を促進する必要があります。
- また、あらゆる世代の男女が、個性や能力を発揮して自分らしい生き方をするためには、その基礎となる家庭や教育の場における意識付けや学習の機会が確保されていることが重要です。
「市民アンケート調査」の結果によりますと、学校教育の場において男女共同参画を推進するために必要な取り組みは、「性別にかかわらず個人の能力、個性、希望を重んじた進路指導」であると80.4%の人が回答しています。
このため、学校教育においては、子どもの心身の発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等の意識を高める教育を推進するとともに、教育関係者が男女共同参画の理念を十分理解することができるよう研修などを充実させることが必要です。

○また、「雇用の機会や働く分野」と「賃金や待遇」について、男女が平等であると回答した人は少なく、企業においても固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する意識づくりを行う必要があります。

○男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習が必要です。

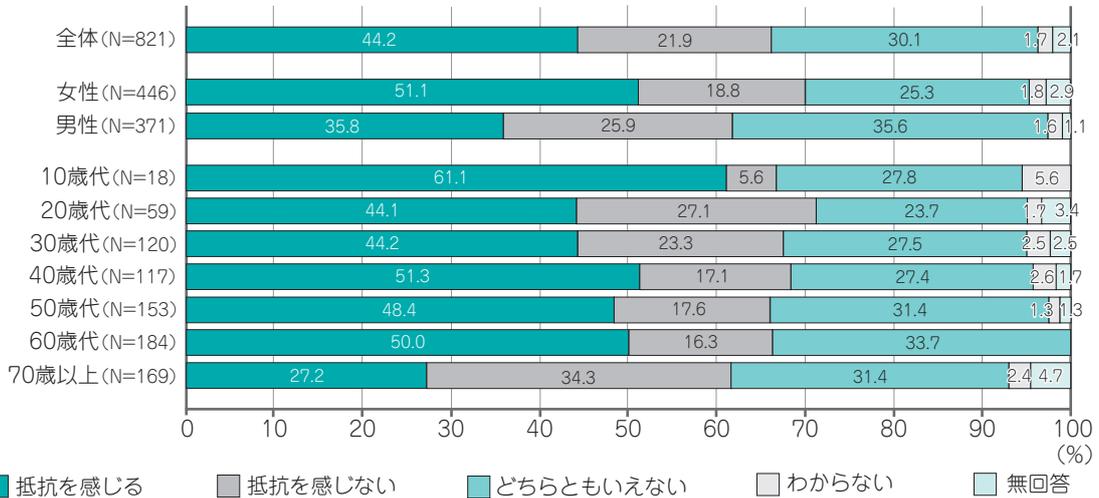
○さらに、国による男女共同参画社会の形成は国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから、本市においても様々な国際交流の取り組みを通じて国際理解の促進や国際的な男女共同参画の動向について関心を持つことが大切です。

図1 各分野における男女の平等感



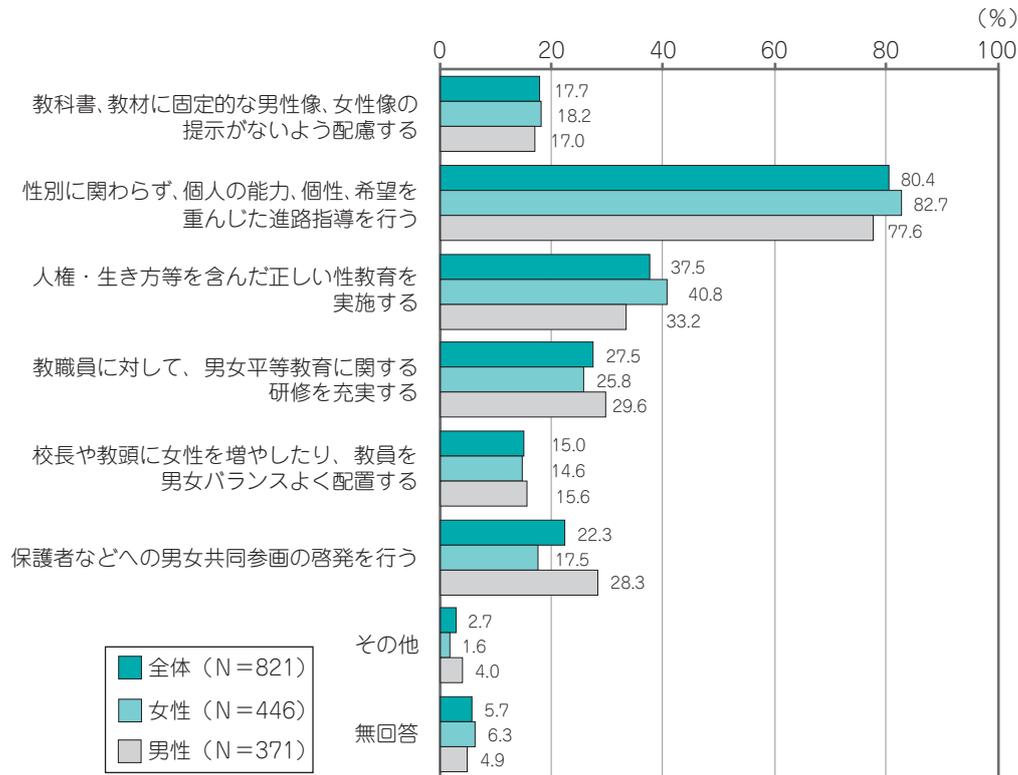
資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図2 「男は仕事」「女は家庭」といった考え方について



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図3 学校教育の場において男女共同参画を推進するために必要な取り組み



資料：市民アンケート調査結果(平成 27 年)

【具体的施策】

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

- ①固定的性別役割分担意識の解消に向けた情報提供と啓発を行います。
- ②男女共同参画に関する学習機会の充実や啓発に努めるとともに、情報の収集と提供を行います。
- ③相談事業の中で男女共同参画の啓発を行います。
- ④発行する刊行物などにおいて男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

(2) 教育・学習の場における推進

- ①学校などにおいて、性別にとらわれることなく個人の能力や個性を伸ばすことのできるよう、男女共同参画に関する教育を推進します。
- ②子どもの発達段階に応じた系統的な教育を推進します。
- ③男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、教育関係者や指導に関わる者の研修機会の充実に努めます。
- ④男女が生涯を通じて多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。
- ⑤ジェンダーや性の多様化などの理解を深めるための啓発を行います。

(3) 国際理解と国際交流の推進

- ①姉妹友好都市などとの国際交流を通じ、男女共同参画に関する国際理解の促進を図ります。
- ②国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めるため、学習交流の機会に努めます。

■目標指標

内 容	現 状 値	目 標 値
市民アンケート調査において「社会全体の男女の地位が平等である」と思う人の割合	16.2% (H27.10 調査)	30%
市民アンケート調査において「舞鶴市男女共同参画計画を知っている」という人の割合	3.2% (H27.10 調査)	30%



施策の方向2 地域に根ざした推進拠点の充実と利用の促進

【現況と課題】

- 男女共同参画社会の実現をめざすための拠点施設として、平成13年(2001年)3月に「舞鶴市女性センター」が開設され、平成22年(2010年)4月から「舞鶴市男女共同参画センター」に名称変更するとともに、同年7月愛称を「フレアス舞鶴」としました。設立からその運営にあたっては、活動団体・NPO法人が中心となった幅広い活動により、本市の男女共同参画社会づくりの大きな力となっています。
- フレアス舞鶴では、女性を対象とした相談事業、男女共同参画に関する人材育成や意識づくりの学習・啓発事業、活動団体などの交流活動を支援する事業などを展開するとともに、男女共同参画に関する資料や活動団体、グループなどの情報発信の場も提供しています。
- フレアス舞鶴の利用者数は、設置された平成13年度(2001年度)と比較すると平成21年度(2009年度)に約1.5倍にまで増加したものの、その後少しずつ減少の途をたどっています。また男性の利用者は、全体の2割程度にとどまっているのが現状です。「市民アンケート調査」の結果によりますと、「利用したことがある」と答えた人は1.9%となっており、利用している人はわずかであることが明らかになっています。また、施設の認知度は徐々に高くなってはいますが、実施事業などについては低い状況です。
- このため、施設の目的、機能、実施事業などについて積極的な情報発信に努め、利用者の拡充を図るとともに、施設の機能を十分発揮できるよう、市民や団体、地域との連携を深め、老若男女問わず誰もが訪れやすい施設づくりを進めることが必要です。

舞鶴市男女共同参画センターの愛称「フレアス舞鶴」のフレアスとは

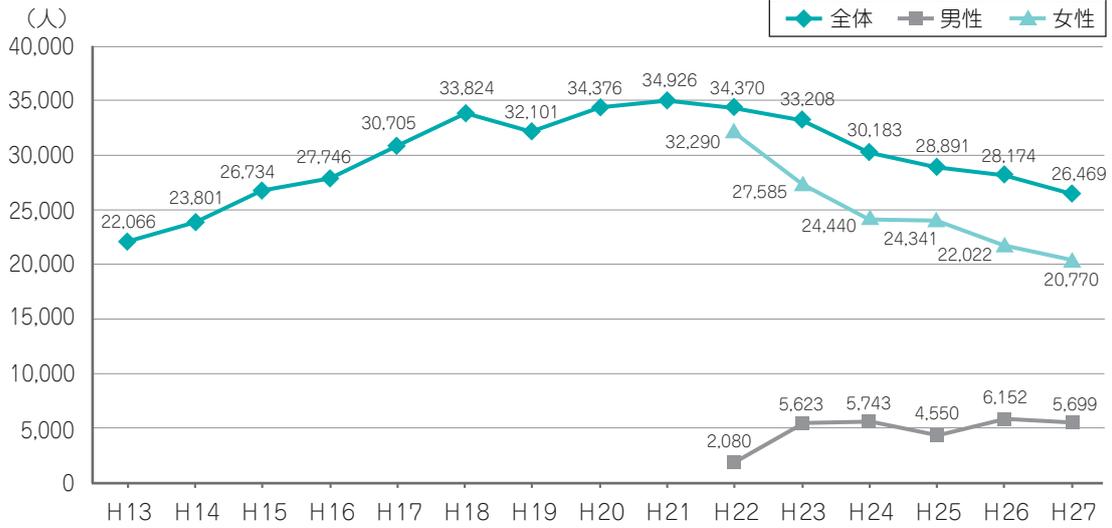
「フレア」はふれあい、「アス」は明日・未来を意味します。

男女が共同参画を通じて交流を深め、輝かしい未来を創造していく施設になることを願っています。

フレアス舞鶴は中総合会館の5階にあります。

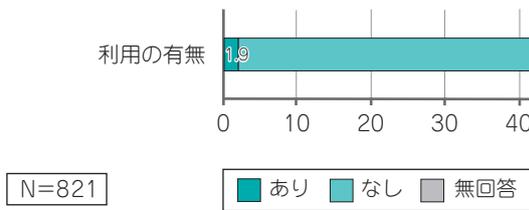


図4 フレアス舞鶴利用者数の推移



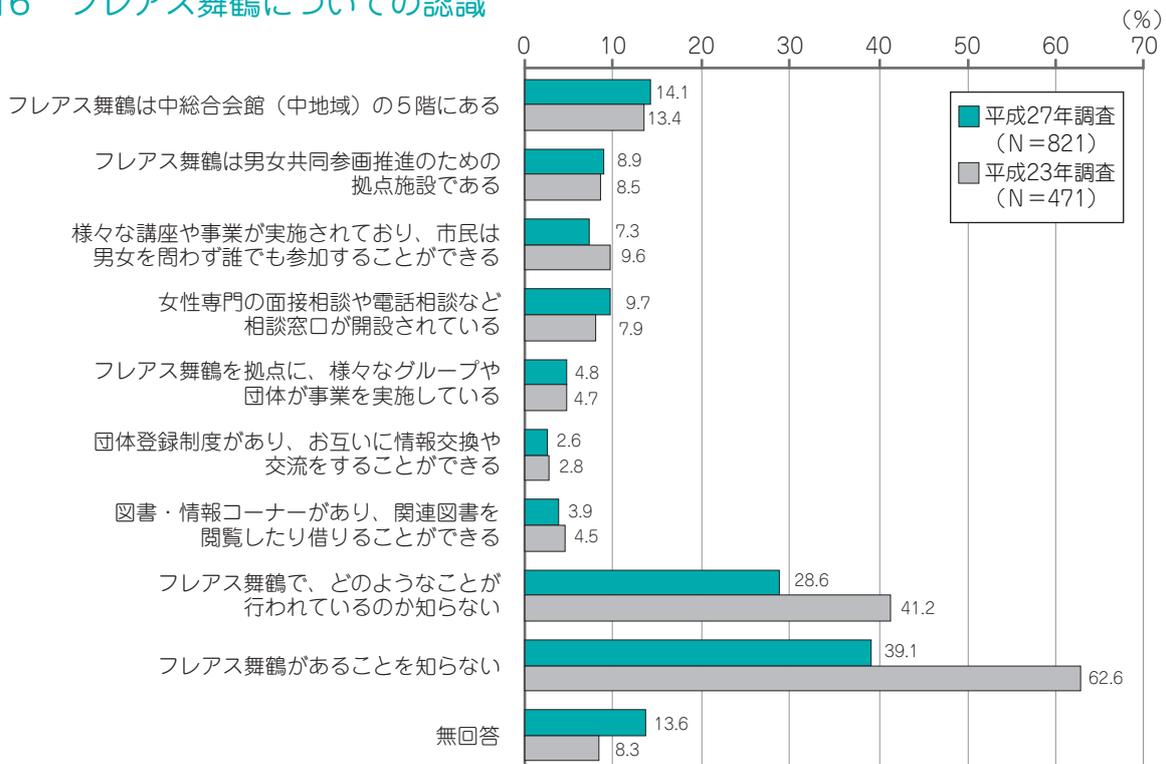
資料：フレアス舞鶴年度報告

図5 フレアス舞鶴利用の有無



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図6 フレアス舞鶴についての認識



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

【具体的施策】

（１）利用しやすい施設づくりの推進

- ①広報紙や情報誌、ホームページなど、あらゆる媒体・機会を利用して、フレアス舞鶴の機能や事業の周知に努めます。
- ②市民ニーズや社会状況を把握した事業の実施や情報の発信、交流・活動の場として施設の機能充実を図ります。
- ③内容や時間帯などを工夫し、男性も参加しやすい事業を実施します。
- ④利用者のニーズに応えられるよう職員の育成に努めます。

（２）市民や各団体との協力・連携の促進と支援

- ①市民参画による自主的・主体的な施設の運営を推進するとともに、フレアス舞鶴を拠点とした地域活動との連携を強化します。
- ②男女共同参画の取り組みが全市的な広がりをもって推進されるよう、男女共同参画を推進する市民団体などへの活動支援及び各団体の活動のネットワーク化を支援します。

■目標指標

内 容	現 状 値	目 標 値
フレアス舞鶴の年間利用者数	26,469人 (H27実績)	35,000人
市民アンケート調査において「フレアス舞鶴」を知らない人の割合	39.1% (H27.10調査)	20%



基本目標 2

男女が共に参画し、活躍できる環境づくり

男女が共に暮らしやすい社会を実現させるためには、意思決定の場に男女双方からの幅広い意見が反映されることや、共に支え合い協力し合うことが求められます。

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に参画するとともに、お互いに協力して職業生活、家庭生活、地域生活などにおいて活躍できる機会が確保される環境づくりを進めます。

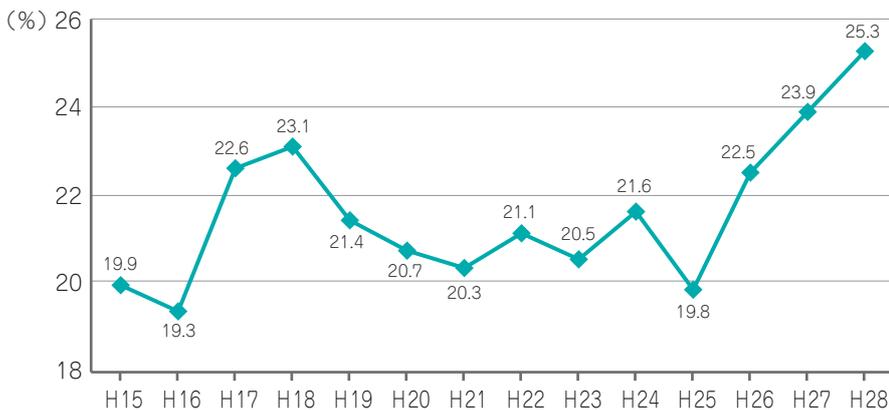
施策の方向3 あらゆる分野における女性の活躍推進

【現況と課題】

- 将来にわたって持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、多様な視点や新たな発想を取り入れることが必要であり、男女が対等な社会の構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会を拡大していく必要があります。
- 女性の活躍促進が国の成長戦略の中核に位置づけられ、働く場で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成27年(2015年)9月、「女性活躍推進法」が施行されました。
法律の内容や趣旨について普及・啓発を行うことにより、女性の活躍推進の取り組みを促進していく必要があります。
- また、男女ともに暮らしやすい社会の実現のためには、各分野の政策・方針決定過程に男女双方の多様性に富んだ幅広い意思が反映されることが求められます。
本市における審議会などへの委員の女性登用比率は、平成28年(2016年)4月で25.3%と、依然として京都府下の市町村と比べて低い状況にあります。
女性の登用が進まない理由としては、委員の選出の対象となる団体などの中で女性の役職としての登用が進んでいないことや、委員に必要とされる専門知識を持つ女性の発掘が進まないことなどがあげられます。
- 団体などにおいてリーダーとなる女性の育成を支援することや、専門知識を持つ女性に関する情報収集に努めることにより、政策・方針など意思決定の場における女性の登用の拡大を積極的に図ることが求められます。
- 本市職員の管理職に占める女性の割合は平成28年(2016年)4月で10.9%であり、今後、管理職への登用を推進していく必要があると考えています。本市では平成28年(2016年)3月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定しており、将来指導的地位へ成長していく人材層を厚くすることを目的とし、組織リーダーとして活躍するための必要な考え方やスキルの修得を図るための取り組みを進めています。

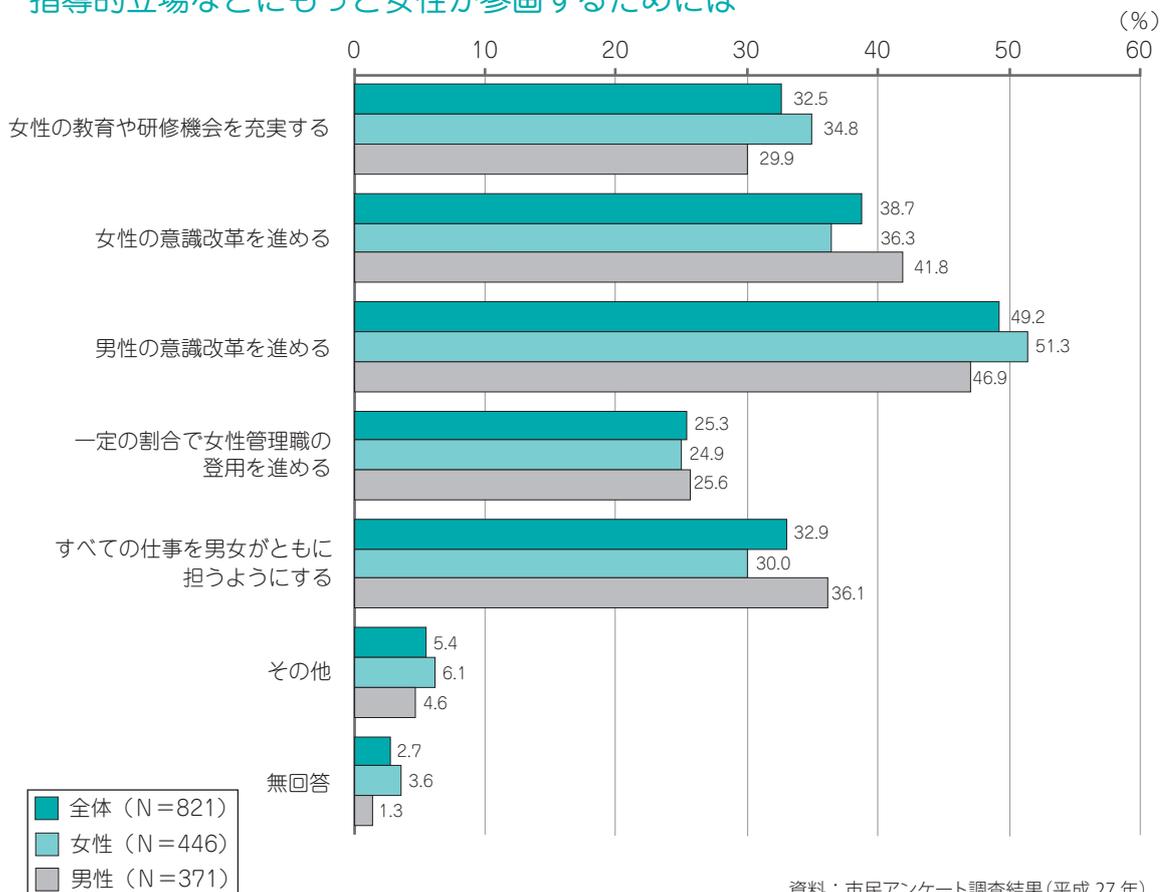
○「市民アンケート調査」の結果によりますと、「指導的な立場にもっと女性が参画するために必要なこと」は、「男性の意識改革を進める」に次いで「女性の意識改革を進める」となっており、男性の意識改革を進めるとともに、女性自身もあらゆる分野への参画意識を持つことができるよう、一層積極的な取り組みが必要です。

図7 審議会・委員会などへの女性の登用の割合（4月1日現在）



資料：「舞鶴市男女共同参画計画(まいプラン)」実施計画に基づく進捗状況調査

図8 指導的立場などにもっと女性が参画するためには



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

【具体的施策】

(1) 女性の職業生活における活躍の推進

- ①女性活躍推進法の内容や趣旨について、企業への普及・啓発に努めます。
- ②企業における女性の管理・監督職登用や職域の拡大、意思決定にかかわる場への登用が進むよう啓発に努めます。
- ③国などによる女性の活躍推進にかかる支援制度の情報提供を行います。

(2) 各種審議会など政策・方針決定の場への女性の参画拡大

- ①女性の政策・方針など意思決定過程の場への参画意識が高まるような啓発を図り、学習機会や情報の提供を行います。
- ②政策・方針決定過程の場に多様性に富んだ幅広い意志が反映されるために、各種審議会などへの女性の積極的な登用促進に努めます。
- ③女性が能力を発揮できる機会を増やすため、リーダーとなる人材育成や能力開発に取り組み、各方面で活躍する人材に関する情報収集とその提供に努めます。

(3) 市役所の女性職員の職域拡大と登用促進

- ①市役所は、市内事業所の先頭に立つ女性活躍推進のモデル事業所として、女性職員の登用に積極的に取り組みます。
- ②特定事業主行動計画に基づき、政策形成能力や行政管理能力の向上など人材育成を図る研修の実施に努めます。
- ③職域の拡大を図り、適材適所の配置による積極的な登用を図ります。

(4) あらゆる分野への女性のチャレンジ支援

- ①女性が意欲を持って個性と能力を十分に発揮し、働く場や地域活動など、あらゆる分野へチャレンジできるよう、情報や学習機会の提供などの取り組みの充実を図ります。
- ②女性の起業や就職、再就職、キャリアアップなどを支援するため、セミナーの実施や情報提供などに努めます。

(5) 女性の活躍に向けた地域や団体における取り組み支援、人材の育成

- ①地域おこし、観光、防災、福祉、環境などの様々な分野で女性の視点や取り組みが幅広く活かされるよう、女性の活躍に向けた地域や団体における取り組みを支援します。
- ②自治会やPTAなど地域団体における会長など、リーダーとして活躍する人の人材育成を図り、女性の登用促進に努めます。

■ 目標指標

内 容	現 状 値	目 標 値
審議会・委員会委員の女性の割合	25.3% (H28.4 現在)	35%
女性委員のいない審議会・委員会等の数	6 (H28.4 現在)	0
市職員の管理職に占める女性職員の割合	10.9% (H28.4 現在)	15% [※]
事業所アンケート調査において「女性の活躍促進に向けての取り組みを何もしていない」という事業所の割合	32.5% (H27.10 調査)	15%

※ 平成 28 年 3 月 女性活躍推進法に基づく舞鶴市特定事業主行動計画の平成 31 年度の目標値

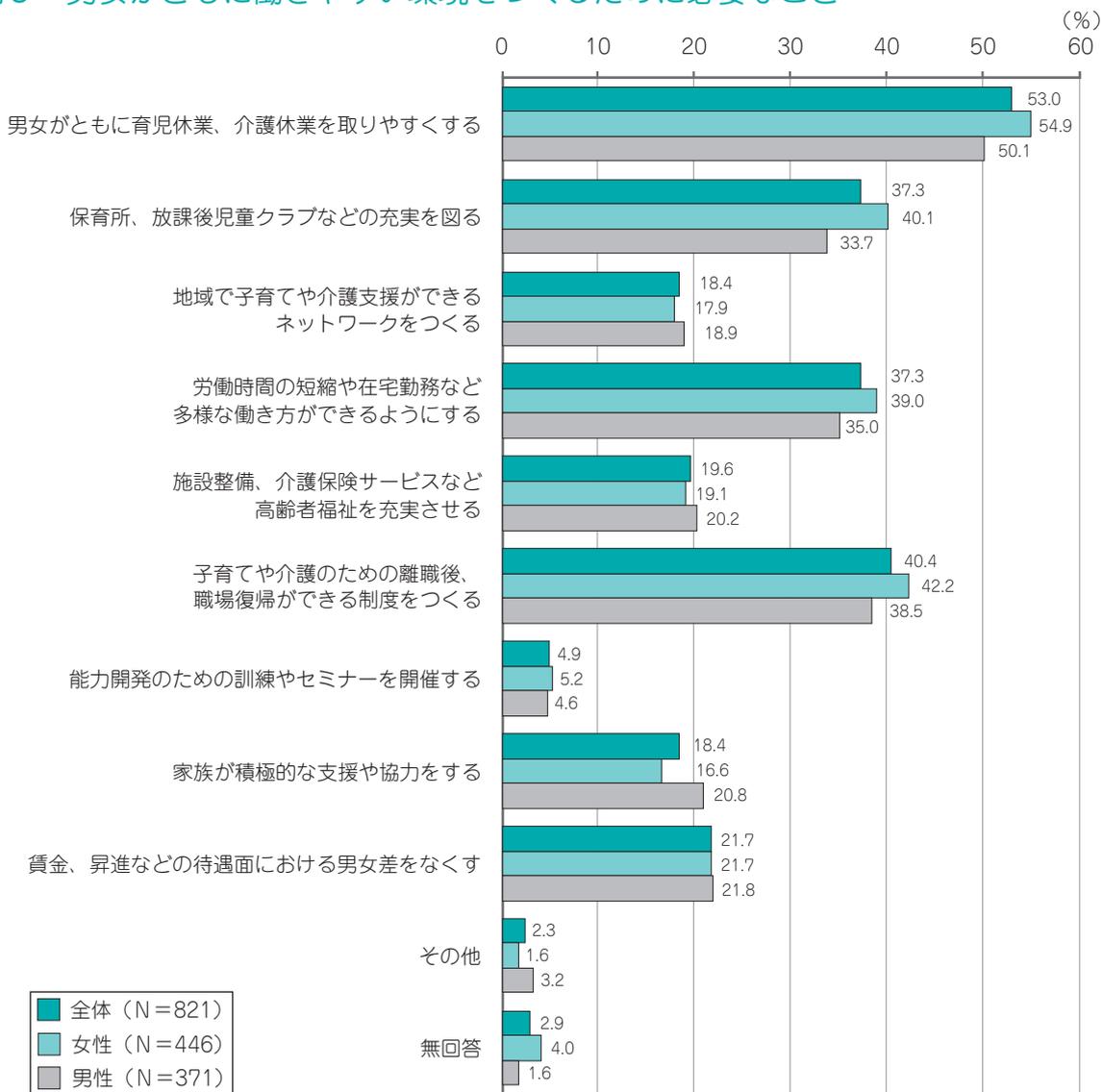


【現況と課題】

- 働く女性は年々増加しており、厚生労働省の調査*によると雇用者総数に占める女性の割合は43.9%と半数近い状況となっています。
一方で、継続就業を希望しながら子育てや介護の理由により辞めざるを得ない女性が多く（M字カーブ問題）、将来にわたる社会の発展や企業の活性化という点から大きな損失となっています。
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、女性の勤め人は「非正規」52%、「正規」48%と、男性の勤め人の「非正規」20%、「正規」80%と比較しても大きな差があります。
- 「男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なこと」は、「男女が共に育児休業、介護休業を取りやすくする」の割合が最も高く、次いで「子育てや介護の離職後、職場復帰ができる制度をつくる」となっています。
一方で、「事業所アンケート調査」の結果によりますと、「育児休業の制度がある」と回答した企業の割合は約半数で、「介護休業の制度がある」の割合は約4割となっております。
- これらのことから、継続して就業を希望する男女が、子育てや介護の理由により退職しなくてもよい、あるいは職場復帰できるような支援や環境整備に向けた企業に対する啓発が必要とされます。
- 「事業所アンケート調査」の結果によりますと、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては、いずれも「何も対策を講じていない」企業が約半数と最も多いため、ハラスメントの防止に向けての更なる啓発が必要です。
- また、国の両立支援制度や京都府の支援制度の認知度が低くなっており、情報提供などを行うことにより、企業における社員の仕事と生活の両立支援を促進することが必要とされます。
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「雇用の機会や働く分野、賃金や待遇」において、依然として「男性が優遇されている」と感じる人が多く、不平等だと感じている割合が高いことから、男女の均等な雇用の機会や待遇に向けた啓発が求められます。
- また、農林水産業、商工業などの自営業において、女性の担う役割の重要性について広く認識されるよう取り組みの支援が必要です。

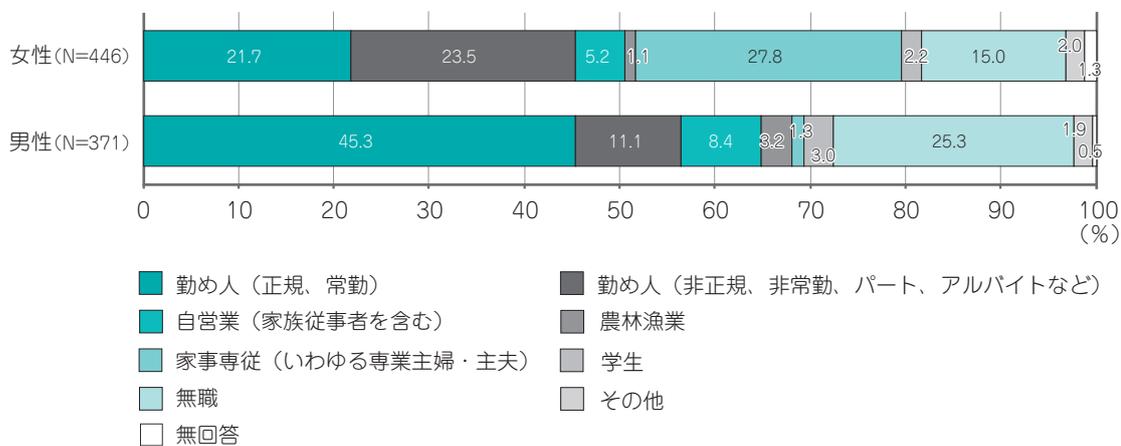
*出典：厚生労働省「平成27年版働く女性の実情」

図9 男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なこと



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図10 あなたの職業はどれにあたりますか



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図11 雇用の機会や働く分野、賃金や待遇においては

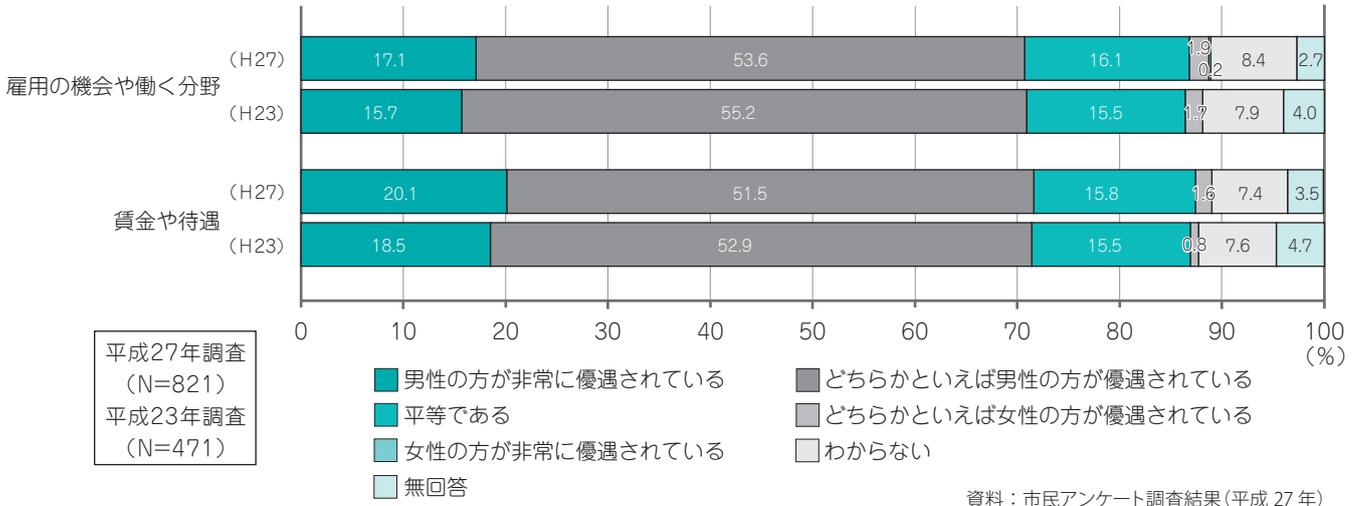


図12 次の制度を知っているか

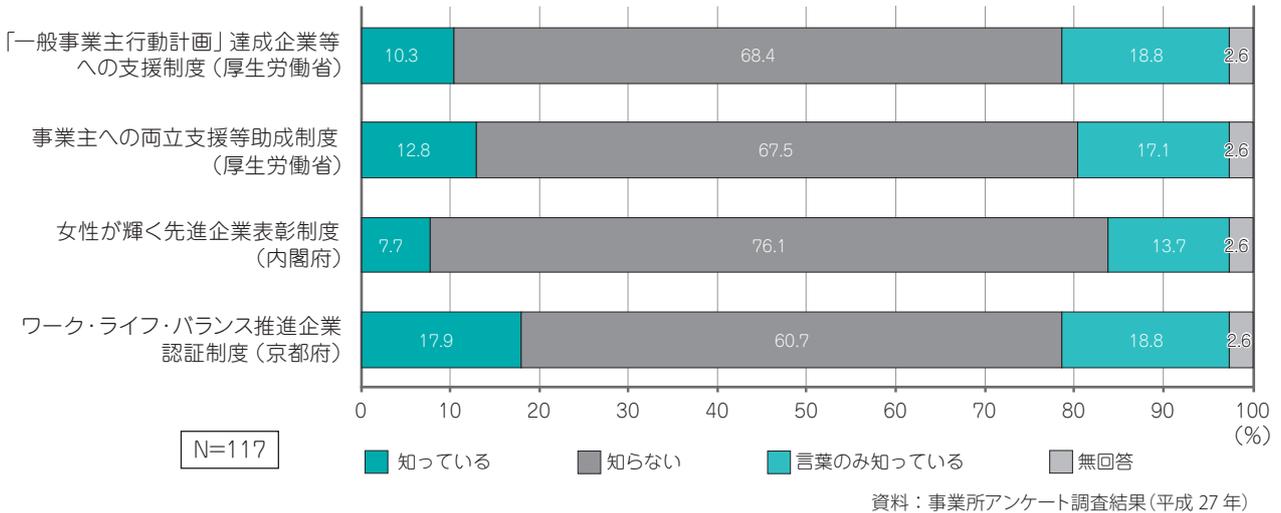
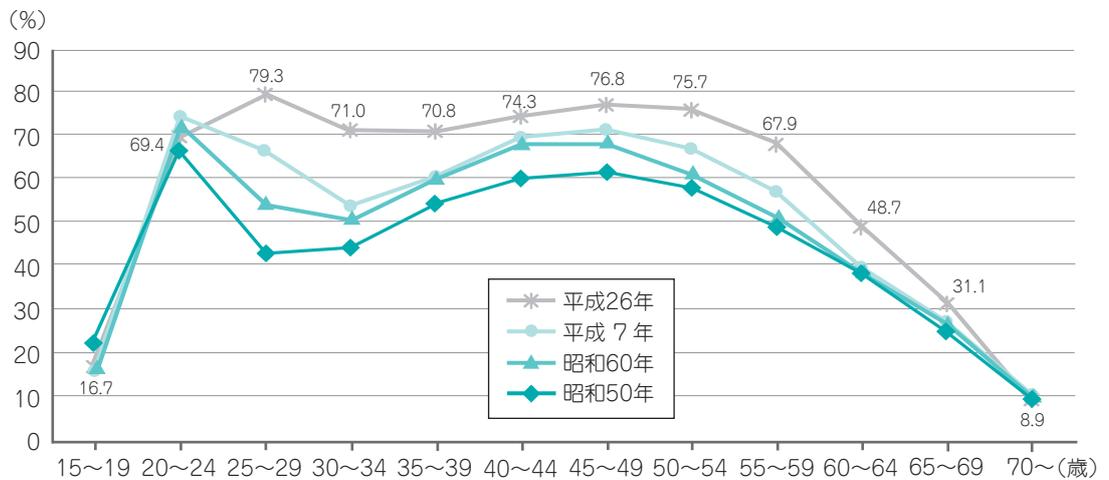


図13 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

資料：男女共同参画白書(平成27年版)

【具体的施策】

(1) 男女が共に働きやすい環境づくり

- ①男女が共に育児休業、介護休業を円滑に取得できるよう、企業に対する情報や学習機会を提供します。
- ②職場におけるあらゆるハラスメントの防止対策の推進に向けた啓発に努めます。
- ③企業における仕事と家庭の両立支援の取り組みが促進されるよう、国の両立支援制度、京都府の支援制度などの周知を行います。

(2) 雇用の場における男女の機会・待遇の均等の推進

- ①男女の平等な雇用の機会や待遇の実現に向けて、市民や企業に対する啓発や相談などの施策の充実を図ります。
- ②企業に対し男性中心の働き方などを前提とする労働慣行（長時間勤務や転勤など）の見直しに向けた啓発に努めます。

(3) 農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援

- ①農林水産業、商工業などの自営業における固定的性別役割分担意識の解消のための啓発に努めます。
- ②女性が家族従業者として担う役割の重要性が広く認識されるよう啓発に努めます。
- ③女性の農業就業を支援し、家族経営協定の普及啓発に努めます。また、農林水産業、商工業などの自営業の場におけるリーダーを育成・支援します。

■目標指標

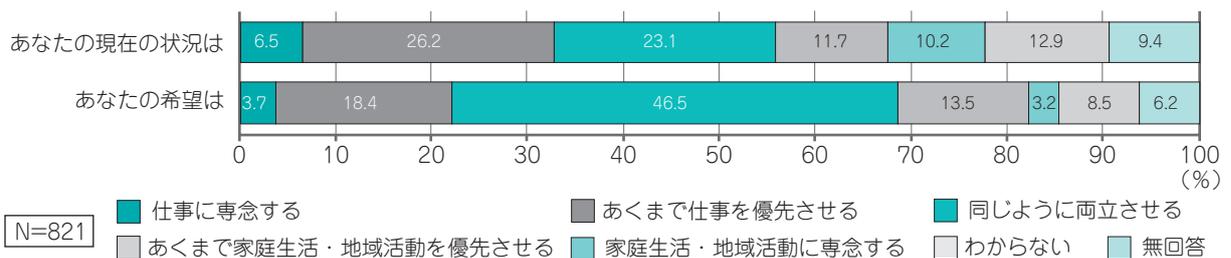
内 容	現 状 値	目 標 値
事業所向けの啓発資料の送付回数	年間2回 (H27実績)	年間4回

施策の方向5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【現況と課題】

- 仕事は、暮らしを支え生きがいにもなりますが、家事・育児・介護、地域の関わりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。しかし、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られることから、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要と考えられています。
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「仕事と家庭生活・地域活動を行ううえで、どのように位置づけるのが望ましいか」の問で、希望は「同じように両立させる」の回答の割合が最も高いのに対し、現実には「あくまで仕事を優先させる」が最も高くなっています。
- また、「女性が仕事をもち続けていくうえで、障害になると思われること」は、「男女がともに家事や育児、介護に関わるという意識がない」の回答の割合が最も高くなっており、実際、「食事の支度」、「食事の後片付け」、「日常の買い物」など家事は「主として妻」、「全て妻」の割合が約8割と、妻の大きな負担となっています。「男性が家庭生活などに積極的に参加していくために必要なこと」は、夫婦間のコミュニケーションをよく図り、家事などに対する意識を改革し、仕事以外の時間を増やすことが必要とされています。従来働き方を見直し、男女ともに家庭や地域での役割を担い、お互いに支えあうことが大切です。このため、男性に対して、家庭における活動についての意識を高めるための啓発が必要です。
- 昨今、女性の晩婚化により出産年齢が高齢化し、子育てと親の介護を同時に担う、いわゆる「ダブルケア」の問題が指摘されています。舞鶴市でも家事や育児、介護を理由に仕事に就かない人が27.8%にのぼり、子育て・介護サービスの充実が必要とされています。
- 企業において、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、両立支援制度を整えると同時に、それらの制度を利用しやすい企業全体の雰囲気づくりが重要です。また、長時間残業の削減や労働時間の短縮など働き方を見直すことも必要とされており、社会全体への理解促進に向けた啓発も望まれています。

図14 仕事と家庭生活・地域活動の位置づけ



資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図15 家庭における活動の担い手

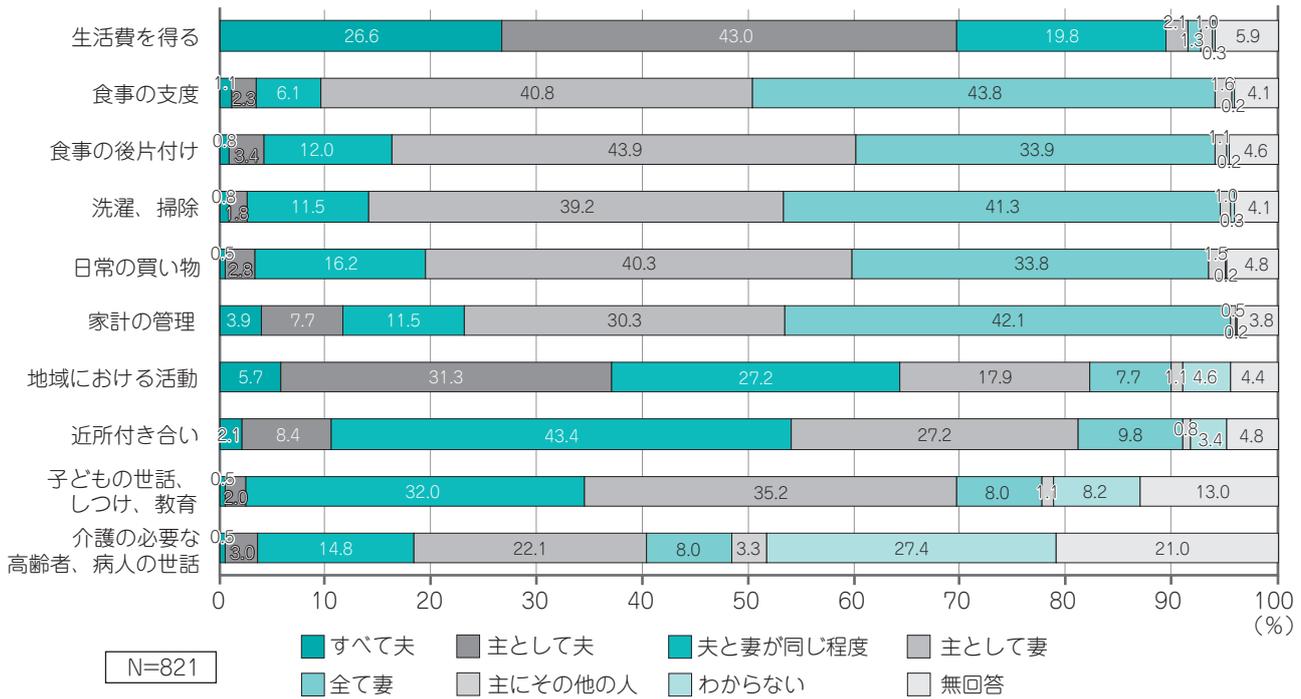


図16 男性が家庭活動等に積極的に参加するために必要なこと

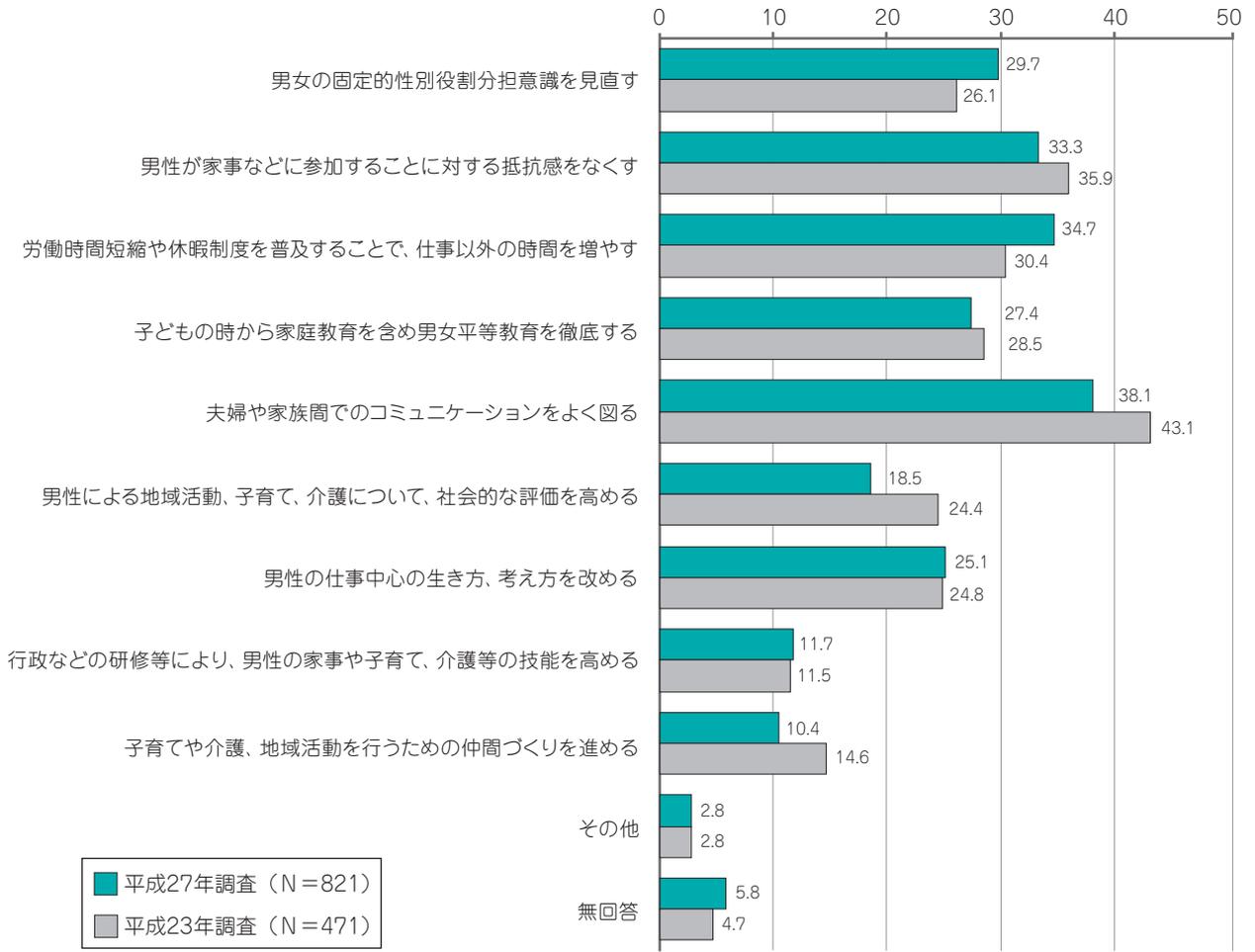
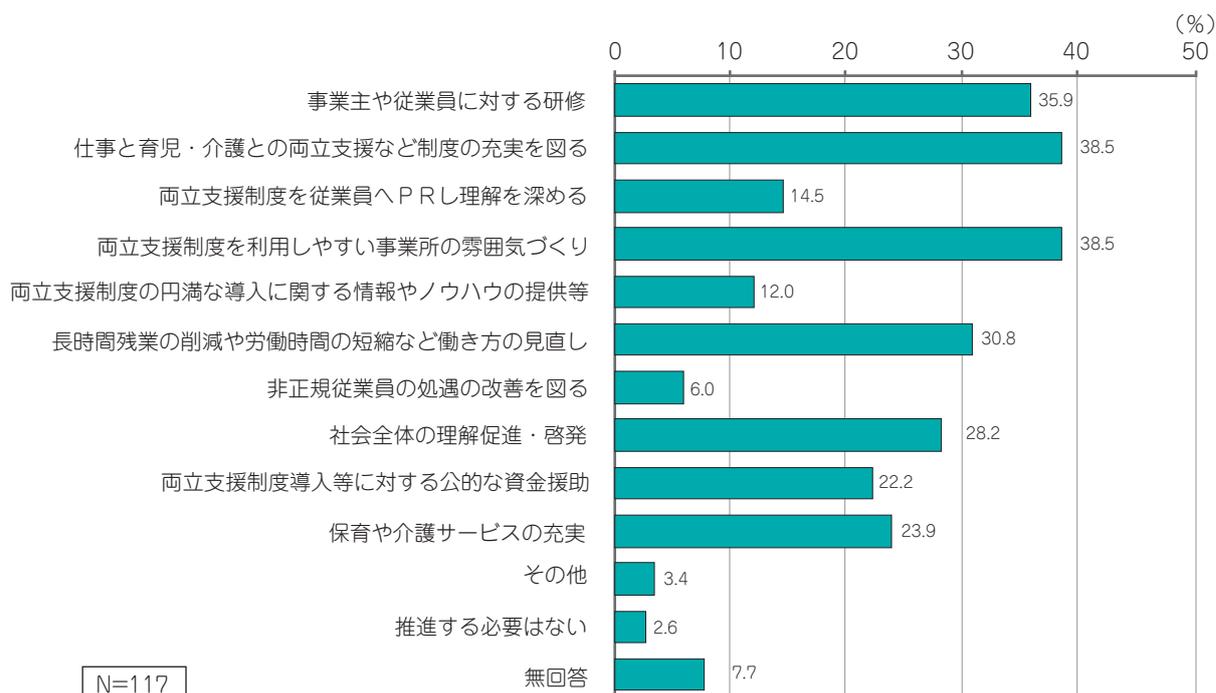


図17 「ワーク・ライフ・バランス」推進に必要なこと



資料：事業所アンケート調査結果(平成27年)

【具体的施策】

(1) 男女が共に支え合う家庭・地域づくり

- ①性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が共に仕事と家庭・地域生活の両方に、バランスのとれたライフスタイルが確立できるよう啓発・情報提供に努めます。

(2) 子育て支援の充実

- ①子育ての多様なニーズに応えるためのサービスの充実を図ります。
 ②子育てについての情報や学習の機会を提供するとともに、関係機関との連携を図り相談窓口の充実を図ります。
 ③ダブルケアの状況について、調査・研究を行います。

(3) 介護サービスの充実

- ①介護の多様なニーズに応えるためのサービスの充実を図ります。
 ②介護についての情報を提供するとともに、関係機関との連携を図り相談窓口の充実を図ります。
 ③家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るための支援に努めます。
 ④ダブルケアの状況について、調査・研究を行います。

(4) 男性の家庭における活動への参加の促進

- ①男性に対して家事、育児や介護を担う意識を高めるための啓発に努めます。
- ②男性中心の働き方を前提とする労働慣行（長時間勤務や転勤など）の意識改革に向けた啓発に努めます。

(5) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ①企業において、経営トップ、管理職から社員まで組織全体で推進されるよう啓発に努めます。
- ②育児・介護休業制度など、企業に対するワーク・ライフ・バランスの取り組みの啓発、情報提供に努めます。
- ③企業に対して、男性中心の働き方を前提とする労働慣行（長時間勤務や転勤など）の見直しに向けた啓発に努めます。
- ④市役所においても、1事業所として女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を積極的に推進し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援します。

■目標指標

内 容	現 状 値	目 標 値
事業所アンケート調査において「ワーク・ライフ・バランスについて言葉も内容も知っている」という事業所の割合	38.5% (H27.10 調査)	80%
事業所アンケート調査において「ワーク・ライフ・バランスを職場で推進していくことについて必要」という事業所の割合	24.8% (H27.10 調査)	50%

基本目標 3

男女が共に安心して暮らせるまちづくり

男女が共に安心して、健康で自分らしくいきいきと暮らすためには、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。配偶者などからの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえでの妨げとなっています。

また、いつ、どこで起こるか分からない災害に備えて、地域防災に男女双方からの視点を取り入れることも必要です。

男女がお互いに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

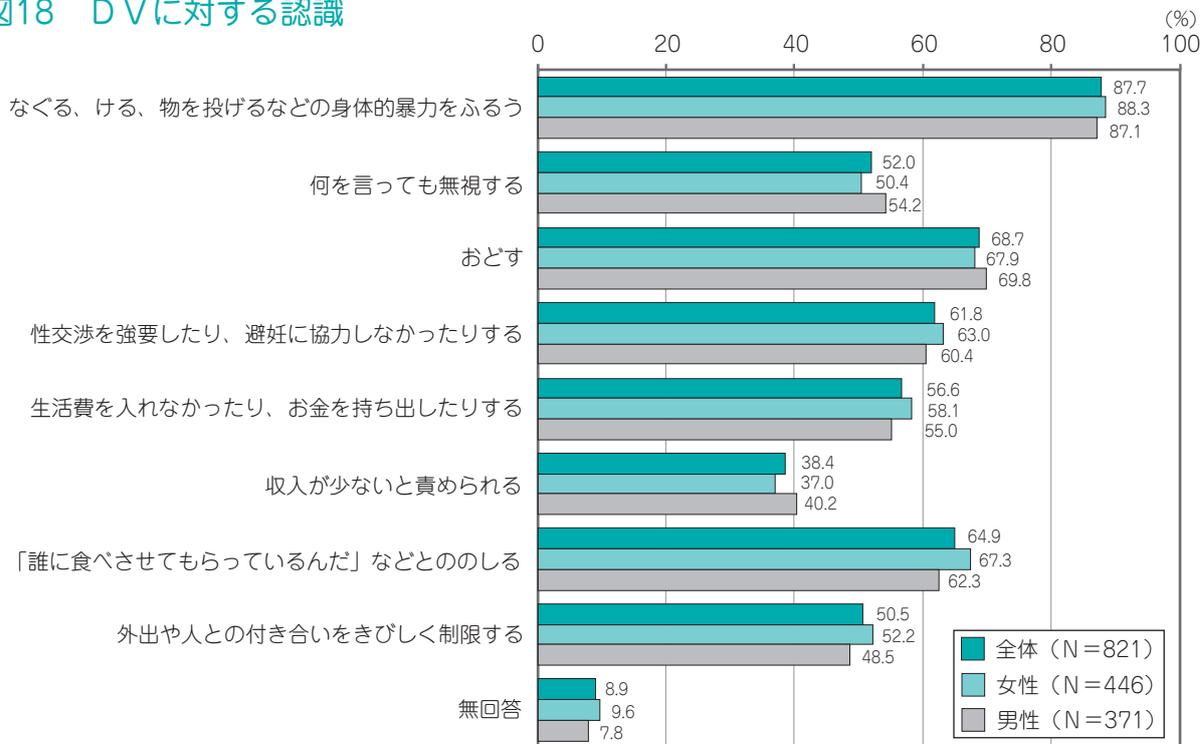
施策の方向6 配偶者等からの暴力の根絶

【現況と課題】

- 配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼす場合があります。
 - DVの多くが家庭内で行われることから、潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。特に、DVの被害者は多くの場合が女性で、その背景には、男女間の差別意識、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差などが考えられます。
 - また、交際中の男女間で起こる暴力(デートDV)も問題化しており、その予防や啓発も課題となっています。
 - このような中、DV防止の啓発や被害者支援などを行ってきましたが、相談件数が年々増加していることや相談内容が多様化・複雑化していることなどから、DV防止、被害者保護・自立支援を総合的に取り組むための「舞鶴市DV対策基本計画」を平成27年(2015年)に策定しました。
 - 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「なぐる、ける」などの身体的暴力はDVとしての認識が高くなっていますが、「何を言っても無視する」「収入が少ないと責められる」といった精神的暴力などはまだ低い状況となっていることから、DVに関する知識の普及やDVを防止するための啓発が必要です。
- また、DVを受けていても「誰かに話したり、相談したりしていない」と回答した人が47.7%と高く、その理由としては「相談しても無駄だと思った」と回答した人が多くなっています。
- さらに、DVに関する相談窓口として、警察は広く知られていますが、舞鶴市を含む他の相談窓口の認知度は低い状況がうかがえます。

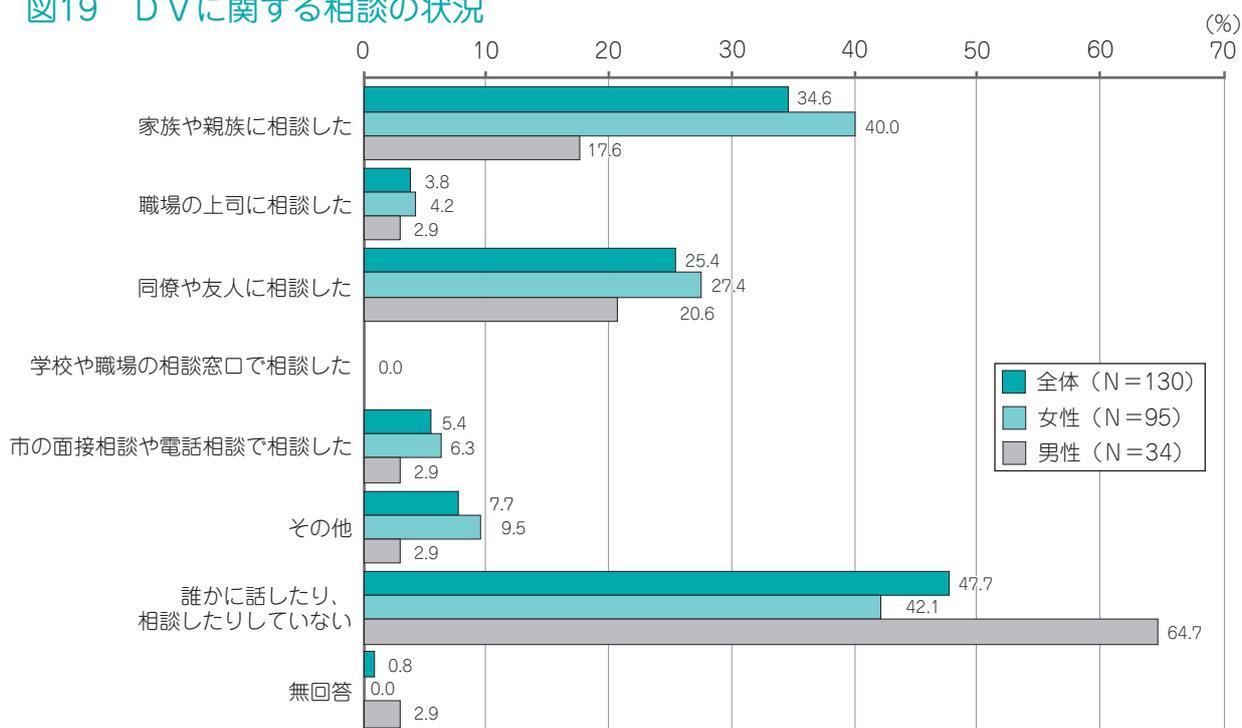
○被害者が一人で悩むことのないよう、相談機関の周知や情報提供を行うとともに、関係機関が連携して相談から自立までの支援を行うなど、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

図18 DVに対する認識



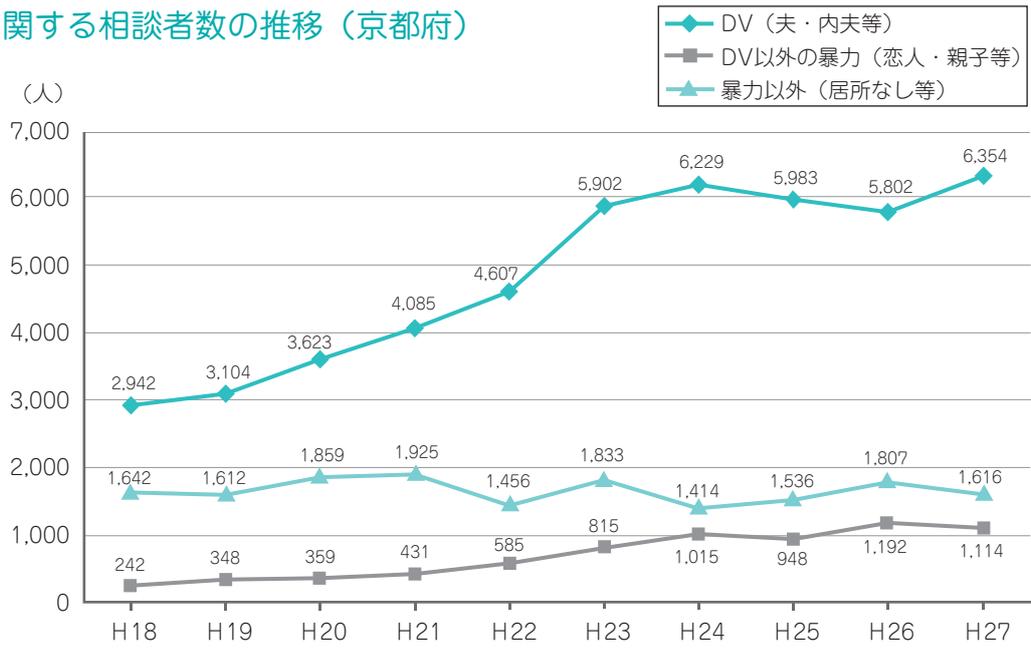
資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図19 DVに関する相談の状況



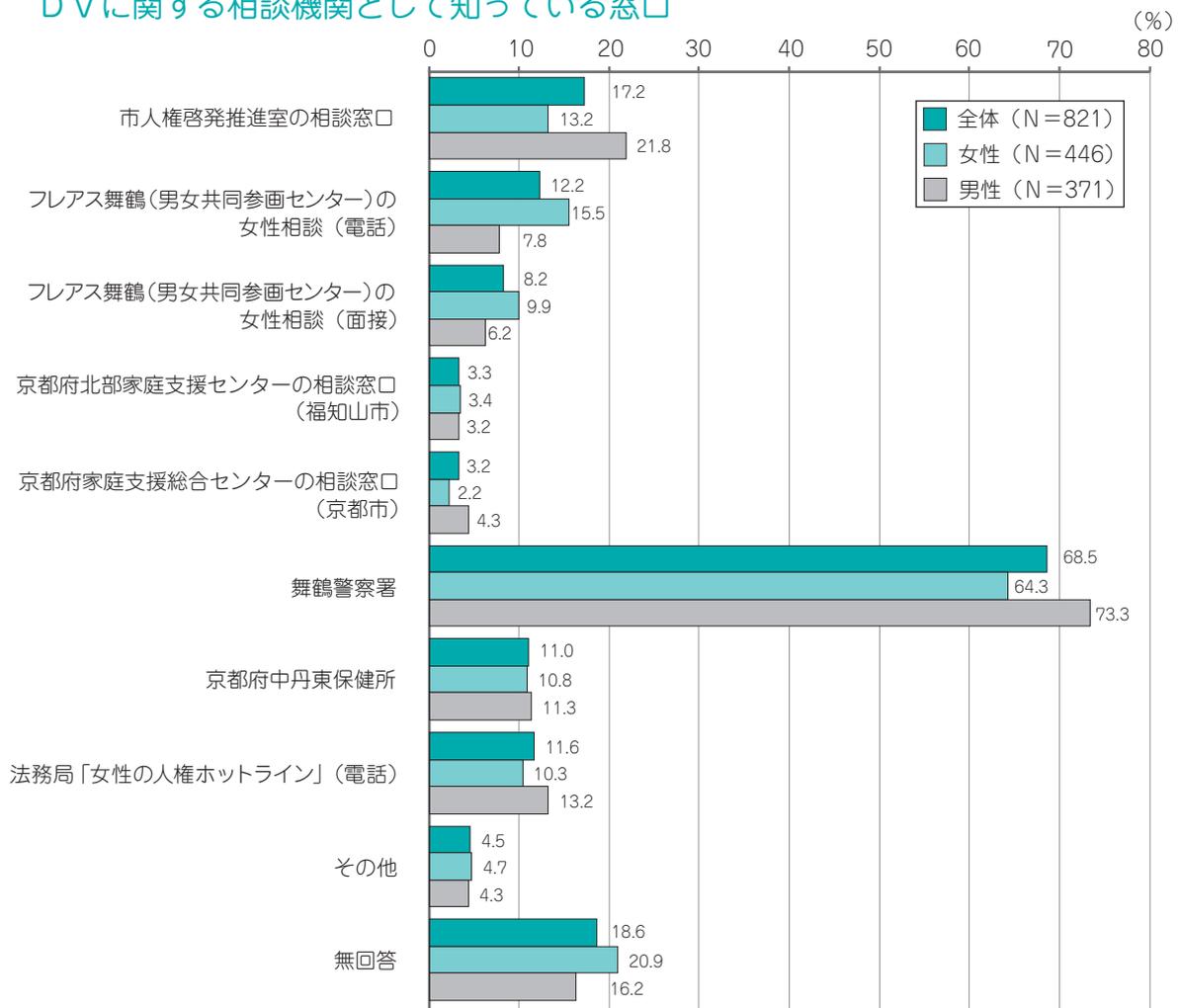
資料：市民アンケート調査結果(平成27年)

図20 DVに関する相談者数の推移（京都府）



資料：京都府家庭支援総合センター（平成 27 年度事業実績）

図21 DVに関する相談機関として知っている窓口



資料：市民アンケート調査結果（平成 27 年）

【具体的施策】

（１）配偶者等からの暴力の予防と意識啓発

- ①DVを防止するための啓発や情報提供、学習機会の提供を行います。
- ②被害者及び加害者に気付きを促すため、DVに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

（２）DV対策基本計画に基づく被害者支援に関する施策の推進

- ①相談体制の充実を図るとともに、相談窓口を広く周知します。
- ②市の関係部署及び関係機関などとの連携を強化し、相談から自立までの切れ目のない支援を行います。
- ③二次的被害防止などのため、市職員の内部研修の実施及び外部研修への派遣を行います。

■目標指標

内 容	現 状 値	目 標 値
市民アンケート調査において「市のDV相談窓口を知っている」という人の割合	17.2% (H27.10 調査)	50%
市民アンケート調査において「DV被害を受けた経験がある」人のうち「誰かに相談した」という人の割合	51.5% (H27.10 調査)	80%

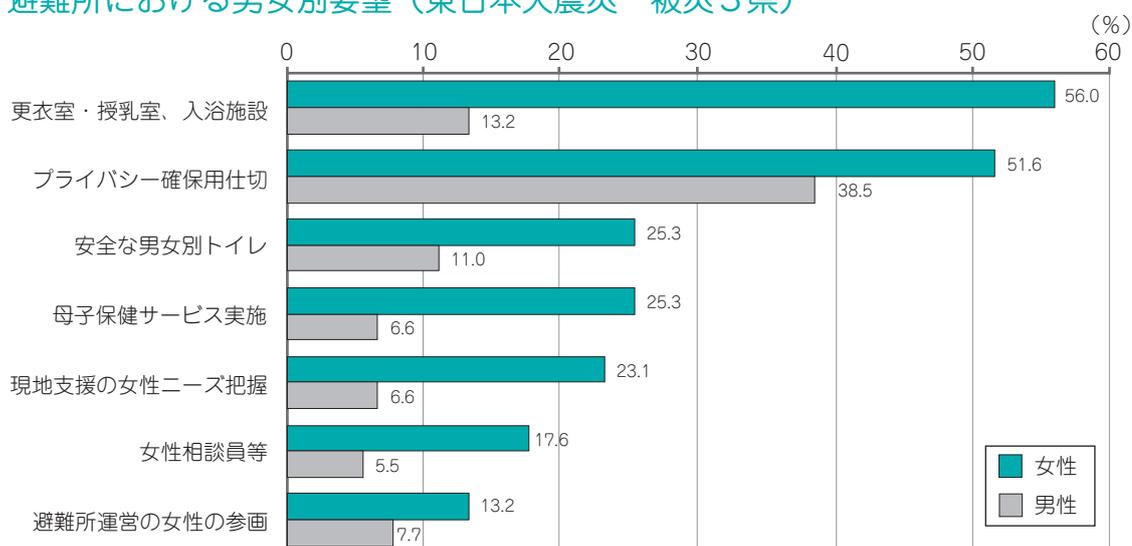


施策の方向7 誰もが安心して暮らせるまちづくり

【現況と課題】

- 本市では「新たな舞鶴市総合計画」において、「子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち・舞鶴」の実現」をまちづくりの基本目標として掲げています。
- 全国どこでも、災害は、いつ・どこで・どのように起こるか分からないことから、平常時から、風水害、地震・津波のほか、原子力災害など、様々な災害に備えた防災対策への取り組みが必要です。
多様な視点を反映した防災対策は、地域防災力の向上に繋がるものであり、男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」の作成や避難所の設置・運営、訓練の実施・検証などが必要とされます。
そのためには、防災に関する対策や方針などの決定の過程から女性の視点も取り入れることが必要であり、男女共同参画の意識を持った主体的な担い手や、リーダーの育成が求められます。
- また、男女共同参画の形成にとって、男女がお互いの身体的特性を十分に理解しあい、相手への思いやりを持って生きていくことは大切なことです。
特に女性は、妊娠や出産など女性ならではの身体上の特徴があり「リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点からの健康支援に取り組むことが重要です。男女共に心やからだの健康について正確な知識を持ち、健やかに暮らすことができるよう、適切な情報提供などの支援を行うことが必要です。
- また、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、高齢者や障害者など、困難な状況にある方にも配慮し、男女共同参画の視点を取り入れたまちの環境整備が必要とされます。

図22 避難所における男女別要望（東日本大震災 被災3県）



資料：内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」（平成24年）より作成

【具体的施策】

(1) 地域防災における男女共同参画

- ①防災に関する対策や方針などを決定する過程への女性の参画拡大に努めます。
- ②男女共同参画の視点に立った防災対策、避難所の設置・運営に取り組みます。
- ③男女共同参画の視点に配慮した防災訓練の実施・検証、職員の防災研修を実施します。

(2) 生涯にわたる心とからだの健康づくり支援

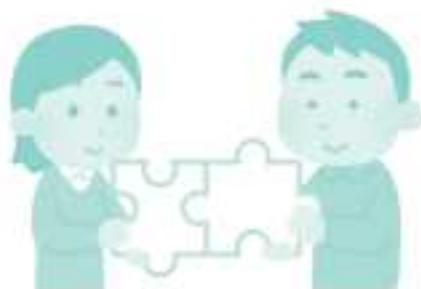
- ①男女の生活スタイルや思春期、成人期、高齢期などのライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援するため、啓発や相談体制の充実を図ります。
- ②妊娠・出産期や更年期など、生涯にわたる女性の心とからだの健康維持・増進、相談体制の充実を図ります。

(3) 男女の性を共に理解し尊重する考え方の啓発

- ①男女が、性に対する正しい知識を理解しお互いを思いやるとともに、自分を大切に
する意識づくりに努めます。
- ②男女差に配慮した性差医療の取り組みや近隣の医療機関における専門外来について
情報提供に努めます。
- ③多様な性のあり方について正しい理解や認識が得られるよう、啓発に努めます。

(4) 誰もが住みよさを実感するまちづくりの推進

- ①困難な状況におかれている人（高齢者、障害者など）が安心して暮らせるよう、男女
共同参画の視点から公共施設・公園・住宅などに配慮したまちづくりを促進します。
- ②環境に配慮したまちづくりについて男女共同参画の視点からの市民の意識が高まる
よう、学習機会の提供に努めます。



第3章

計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 計画の進行管理と評価
- 3 市民、企業、関係機関などとの連携

1. 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制

計画の推進に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組みます。

- ①庁内推進組織としての「舞鶴市男女共同参画計画庁内推進会議」の充実・強化に努めます。
- ②男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、職員研修を充実します。

(2) 舞鶴市男女共同参画推進条例

本市における男女共同参画に関する基本的な考え方や、市民、事業者、教育者、市それぞれの役割を明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 舞鶴市DV対策基本計画

DVの未然防止や被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組めます。

(4) 舞鶴市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進にかかる事項を調査・審議し、施策に反映します。

(5) 拠点施設(男女共同参画センター)の充実

男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、施設の役割である「①学習・啓発②相談③交流・活動支援④情報の収集・提供・発信」を柱にした様々な施策を展開し、機能の強化に努めます。

2. 計画の進行管理と評価

計画を実効性の高いものとして総合的に推進していくため、各施策について具体的な実施計画を策定し、各担当課から年次評価の報告を求め、目標値を設定した項目についてはその達成割合で推進状況を判断します。

庁内推進会議において進行管理を行うとともに、「舞鶴市男女共同参画審議会」において、計画の推進状況に対する評価を行います。

併せて、必要に応じ市民意識調査を実施します。

3. 市民、企業、関係機関などとの連携

市民や企業、NPO法人など関係機関とのパートナーシップを深めるとともに、国や府、他の市町村との連携を図り計画を効果的に推進します。

資料

舞鶴市男女共同参画計画の策定経過

〈平成 27 年度〉

平成 27 年 10 月 1 日～ 10 月 23 日

男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査実施

- ・市 民：舞鶴市在住の 18 歳以上の男女 2,000 人
- ・事業所：従業員 10 人以上の舞鶴市内の 325 社

平成 28 年 3 月

男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査結果報告書作成

「舞鶴市男女共同参画計画」に係る実施計画の
庁内推進状況調査実施

〈平成 28 年度〉

舞鶴市男女共同参画審議会

平成 28 年 5 月 20 日 第 1 回審議会
・実施計画の推進状況について
・計画の策定に向けた取組について

平成 28 年 8 月 5 日 第 2 回審議会
・計画の策定に向けて審議

平成 28 年 10 月 3 日 第 3 回審議会
・計画の策定に向けて審議
・DV 計画の推進状況について

平成 28 年 11 月 7 日 第 4 回審議会
・計画の答申案について審議

舞鶴市男女共同参画計画庁内推進会議

平成 28 年 5 月 2 日 第 1 回委員会
・実施計画の推進状況について
・計画の策定に向けた取組について

平成 28 年 7 月 25 日 推進委員会
・計画の策定に向けた取組について

平成 28 年 11 月 21 日・28 日 幹事会
・計画の内容について

平成 28 年 12 月 19 日 第 2 回委員会
・計画の案について

事務局(人権啓発推進室啓発推進課)

- アンケート調査、庁内調査実施
- 統計資料等収集
- 計画案作成・修正
- パブリック・コメント実施

委員参加
意見

市 民

- 計画の案を公開
- パブリック・コメント結果公開

パブリック・コメント
(市民意見提出)
平成 29 年 1 月 4 日
～2 月 2 日

平成 29 年 2 月

庁内推進会議 最終計画案確認

舞鶴市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
会 長	横 山 美 夏	京都大学大学院
副会長	鈴 木 元	舞鶴子ども育成支援協会
委 員	荒 堀 由 妃	京都府中丹広域振興局
委 員	伊 庭 節 子	特定非営利活動法人 まいづるネットワークの会
委 員	大 川 るり子	公 募
委 員	川 尻 治 彦	舞鶴人権擁護委員協議会
委 員	河 村 悟	舞鶴市中学校校長会
委 員	佐古田 政 彰	株式会社佐古田電機
委 員	四 方 千鶴代	公 募
委 員	宮 本 晋 平	京都丹の国農業協同組合

(平成 29 年 3 月現在)

男女共同参画に関する年表

年	世界	国	京都府	舞鶴市
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ）：「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●総理府に婦人問題企画推進本部設置（本部長：内閣総理大臣） ●婦人問題企画推進会議設置 ●総理府に婦人問題担当室設置 		
昭和 51 年 (1976 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の十年（1976 年～1985 年） ●ILO（国際労働機関）事務局に婦人労働問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「民法」一部改正（離婚後の氏の選択の自由） 		
昭和 52 年 (1977 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」策定 ●国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性政策担当窓口設置 ●京都府婦人関係行政連絡会設置 ●京都府議会「婦人の地位向上のための請願」趣旨採択 ●京都府婦人問題協議会設置 	
昭和 54 年 (1979 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●知事に京都府婦人問題協議会が「提言」を提出 ●京都府婦人大学開設 ●京都府婦人対策推進会議設置 ●京都府婦人の意識・生活実態調査実施 	
昭和 55 年 (1980 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ●「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の十年」中間年世界会議で「女子差別撤廃条約」に署名 		
昭和 56 年 (1981 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●女子差別撤廃条約発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府議会「女子差別撤廃条約」の批准促進に関する意見書の提出 ●京都府婦人の船実施 ●「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表 	
昭和 57 年 (1982 年)			<ul style="list-style-type: none"> ●京都府立婦人教育会館開館 ●京都府婦人海外研修実施 	
昭和 59 年 (1984 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ●「国籍法」改正 		

年	世界	国	京都府	舞鶴市
昭和 60 年 (1985 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議：西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準額の男女差別解消 「新年金法」公布 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「労働者派遣法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年最終年記念大会 一京都女性のフォーラム '85 一開催 	
昭和 61 年 (1986 年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議設置 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催 		
昭和 62 年 (1987 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 		
昭和 63 年 (1988 年)			<ul style="list-style-type: none"> 知事に京都府婦人問題検討会議が「提言」を提出 	
平成元年 (1989 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領改訂（高等学校家庭科の男女必修など） 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン」策定・公表 女性政策課設置 女性政策推進本部設置 京都府女性政策推進専門家会議設置 KYOのあけぼのフェスティバル開催 京都府あけぼの賞創設 	
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
平成 3 年 (1991 年)		<ul style="list-style-type: none"> 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）策定 「育児休業法」公布 		
平成 5 年 (1993 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> 京のあけぼの府民意識・実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市教育委員会社会教育課に女性係設置

年	世界	国	京都府	舞鶴市
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際人口・開発会議(カイロ)開催: リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提起 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の権利条約」批准 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府女性政策推進専門家会議「KYOのあけぼのプラン改定についての提言」提出 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性問題アンケート調査」実施
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議 一平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> 「京の女性史」発刊 第4回世界女性会議NGOフォーラムへ代表団を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市女性問題懇話会設置 舞鶴市女性問題庁内検討委員会設置
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョンー21」答申 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン」改定 京都府女性総合センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市長に「舞鶴市女性行動計画策定」に向けての提言 舞鶴市女性行動計画策定委員会設置
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正 「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画発表 「介護保険法」公布 		<ul style="list-style-type: none"> 「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」策定 舞鶴市男女共同参画計画庁内推進会議設置
平成10年 (1998年)		<ul style="list-style-type: none"> 「特定非営利活動促進法」施行 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」実施計画策定
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「労働基準法」改正 男女間における暴力に関する調査実施 男女共同参画室「男女共同参画影響調査研究会」発足 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会に関する府民意識調査実施 	

年	世界	国	京都府	舞鶴市
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)：「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」施行 ●労働省女性局女性政策課「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の取組状況について」公表 ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向に関する論点整理」公表 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●「(仮称)舞鶴市女性センター運営検討委員会」設置 ●「(仮称)舞鶴市女性センター運営の基本的な方向について」提言
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ●第1回男女共同参画週間 ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府男女共同参画計画「新KYOのあけぼのプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●舞鶴市女性センター開設
平成14年 (2002年)				<ul style="list-style-type: none"> ●「まいプラン推進懇話会」設置
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「少子化社会対策基本法」公布、施行 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●舞鶴市女性行動計画「まいプラン(改定版)」策定
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府男女共同参画推進条例」施行 ●京都府男女共同参画審議会設置 ●女性チャレンジ相談開設 ●女性チャレンジネットワーク会議開催 	

年	世界	国	京都府	舞鶴市
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」改正 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会意見書「京都府におけるチャレンジ支援方策について」 ●女性チャレンジオフィス開設 ●「女性発・地域元気力「わくわく」プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する市民及び事業所アンケート調査実施 ●「舞鶴市次世代育成支援特定事業主行動計画」策定
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ●「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ●女性の再就職支援開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●舞鶴市男女共同参画推進懇話会設置
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 ●地域女性チャレンジオフィス開設 ●地域女性わくわくスポット設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」策定
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性政策課を男女共同参画課に改称 ●京都府女性総合センターを京都府男女共同参画センターに改称 ●ワーク・ライフ・バランス推進コーナー開設 	
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画のシンボルマーク決定 ●DV相談ナビ開設 ●「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 ●新計画検討部会設置 ●男女共同参画に関する意識調査実施 	
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府家庭支援総合センター開所 ●マザーズジョブカフェ開設 ●「京都仕事と生活の調和行动計画」策定 ●「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「舞鶴市男女共同参画センター」に名称変更・「フレアス舞鶴」に愛称決定 ●働く女性に関する事業所アンケート調査実施

年	世界	国	京都府	舞鶴市
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関 (UN Women) 発足 		<ul style="list-style-type: none"> 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン (第3次)」策定 マザーズジョブカフェ北部サテライト開設 京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民アンケート調査実施
平成 24 年 (2012 年)			<ul style="list-style-type: none"> 京都女性起業家賞 (アントレプレナー) 開始 	
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> 日本再興戦略において「女性の活躍促進」を成長戦略の中核に位置づけ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都仕事と生活の調和行动計画 (第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン (改定版)」策定 「まいプラン」実施計画策定
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> 輝く女性応援会議開催 すべての女性が輝く社会づくり本部設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ開設 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第3次)」策定 輝く女性応援会議 in 京都開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「舞鶴市男女共同参画推進条例」制定 舞鶴市男女共同参画審議会設置
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+20」記念会合 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法」施行 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター (愛称: 京都SARA(サラ)) 開所 	<ul style="list-style-type: none"> 「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 新たな「舞鶴市次世代育成支援特定事業主行動計画」策定 男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査実施
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン (第3次) 後期施策」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法に基づく舞鶴市特定事業主行動計画」策定
平成 29 年 (2017 年)				<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン (第3次)」策定

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思に

よって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動につ

いて家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画

社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

京都府男女共同参画推進条例

(平成 16 年 3 月 30 日京都府条例第 10 号)

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

京都では、古くから文学等において女性が活躍するなど、男女による様々な社会活動・生産活動が多様な歴史文化を培ってきたところであり、さらに、美しい自然や学術研究機能の集積など未来に開かれたすばらしい発展力を有しており、このような地域特性を生かしながら、これを次世代に継承し、発展させていくことのできる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人々との絆を大切に、家庭を営む男女にあっては相互に家庭を大切にしながら、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事

項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、府の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備などに向けた社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むよう努めなければならない。

(府民の責務)

第5条 府民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 府民は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会づくりを担う

主要な構成員であるとの自覚の下に、その事業活動に際し、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等 (男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第8条 府は、事業者及び府民による積極的改善措置に係る取組が適正に促進されるよう情報提供、相談、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 府は、附属機関その他これに準じるものにおける男女の委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的改善措置に取り組むものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進等)

第9条 事業者は、基本理念ののっとり、雇用の場において、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保される取組

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組

(3) 職業生活と家庭生活における活動の両立を支援する取組

2 府は、事業者が行う前項の取組を支援するため、情報提供、相談、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

3 府は、男女が個人として能力を発揮する機会の確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就職並びに起業を支援するために必要な措置を講じるものとする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第10条 府は、農林水産業、商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、啓発、相談その他の必要な環境整備を行うものとする。

(家庭生活に関する支援)

第11条 府は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、保育・介護サービス等の充実、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(京都における文化及び産業の振興)

第12条 府は、男女がその持てる力を十分に発揮し、京都における文化及び産業の振興に寄与できるよう、府民の交流機会の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(府民等の活動の促進)

第13条 府は、府民及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、これらのものとの連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

2 府は、前項の行為の防止に努めるとともに、被害を受けた者に対し必要な支援措置を講じるものとする。

(情報に関する留意事項)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(府民等の理解を深めるための措置)

第16条 府は、男女共同参画の推進に関する正しい理解が深まるよう、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、府民が、男女共同参画の視点から情報を正しく理解するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な支援措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 府は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図る等、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第18条 府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(調査研究)

第19条 府は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情処理等)

第21条 府は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての府民又は事業者からの苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 府は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるものについては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 府は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る府民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

第3章 京都府男女共同参画審議会

(京都府男女共同参画審議会)

第22条 第7条及び前条第2項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条、第21条第2項及び第22条の規定は、平成16年6月1日から施行する。

舞鶴市男女共同参画推進条例

(平成 26 年 6 月 30 日舞鶴市条例第 18 号)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民

市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。

(4) 事業者

市内において、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) 教育に携わる者

市内において、学校教育、社会教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育又は指導を行う者をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス

配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(8) ワーク・ライフ・バランス

一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、実現できることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、個人としての尊厳を重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性及び能力を家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において発揮できる機会が均等に確保されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活、地域生活等における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

(5) 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。

(6) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害

する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図り、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)と協働して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点をもった教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、第17条第1項の舞鶴市男女共同参画審議会に諮問するとともに、広く市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(推進体制の整備等)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市は、市民等による積極的改善措置に係る取組が適正に促進されるよう情報の提供、相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものにおける男女の委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的改善措置に取り組むものとする。

(雇用における男女共同参画の推進)

第11条 市は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進を支援するため、学習の機会及び情報の提供、相談、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活に関する支援)

第12条 市は、家族を構成する男女が互いの協力の下、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるよう、保育・介護サービス等の充実、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 被害者支援等

(性別による人権侵害の禁止)

第14条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により、男女の人権を侵害してはならない。

(被害者支援)

第15条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、必要な支援を行うものとする。

(苦情等の申出)

第16条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は意見(以下「苦情等」という。)がある場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出を受けたときは、必要に応じて次条第1項の舞鶴市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 舞鶴市男女共同参画審議会

第17条 男女共同参画を推進するため、舞鶴市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第8条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体の構成員

(4) 市民

(5) その他市長が適当と認める者

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

用語の説明

— 本文中で「 」を付した用語解説の一覧 —

行	用語	解説
あ行	育児休業等に関する法律 平成11年(1999年)に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)に改正されました。	労働者が、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭生活の両立を支援することを目的とする法律です。 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児・介護を行いやすくするための所定労働時間などに関する措置や支援措置を講ずることなどにより、雇用の継続を図るとともに、育児・介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。
	M字カーブ	日本の女性(15歳以上)の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚、出産を機に退職する女性が多く、子育てが一段落すると再就職するという特徴があるためです。
	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。
か行	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のことです。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は補助的業務」など、男性、女性という性別による役割を固定化する考え方や意識のことをいいます。
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保など女子労働者の福祉の増進に関する法律 (男女雇用機会均等法)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律です。 この法律では、募集、採用、昇進などについて性別による差別の禁止や妊娠・出産などを理由とする不利益扱いの禁止などが定められています。

さ行	事業主行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画 一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主）が、女性活躍推進法の取組を実施するに当たって、（１）計画期間、（２）目標、（３）取組の内容及びその実施時期を定めた計画のことをいいます。 常時雇用する労働者が 300 人以下の一般事業主については努力義務とされています。 ・特定事業主行動計画 特定事業主（国及び地方公共団体の機関の長又は職員で政令で定めるもの）が、女性活躍推進法の取組を実施するに当たって、（１）計画期間、（２）目標、（３）取組の内容及びその実施時期を定めた計画のことをいいます。
	ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。</p> <p>人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	<p>働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会を実現することを目的とする法律です。</p> <p>男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主行動計画の策定、支援措置などについて定められています。</p>
	性差医療	<p>女性特有の病気や悩みを抱える方に対し、女性の医師・スタッフが中心となって行う女性のための医療や、中高年の男性を対象に肉体や精神の更年期における医療などのことをいいます。（女性専用外来・男性更年期外来など）</p>
	セクシュアル・ハラスメント	<p>職場や学校などあらゆる場において相手の意に反した性的な言動により不快感を与え、相手の心身や就労環境、その他の生活環境を害するなどの不利益を与えることをいいます。異性間のみならず、同性間の場合も含まれます。</p>

た行	多様な性	<p>LGBT、性的指向、性同一性障害などのことをいいます。特に、トランスジェンダーについては、男女共同参画の視点から配慮していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBT(以下の頭文字をとった総称です) L: レズビアン(女性同性愛者) G: ゲイ(男性同性愛者) B: バイセクシュアル(両性愛者) T: トランスジェンダー(性同一性障害の一つで体と心の性が一致していない者) <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向 <p>恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを表す概念のことをいいます。(異性愛、同性愛、両性愛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害 <p>体と心の性が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類に位置付けられています。</p>
	男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、国、地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、その促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。</p>
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	<p>日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間で起こる暴力」のことをいいます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力があります。</p>
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。</p> <p>平成25年7月の一部改正により、「配偶者からの暴力」に、事実婚や離婚後も引き続き暴力を受ける場合に加えて、生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。)や元交際相手からの場合も適用対象とされました。</p>
	パワー・ハラスメント	<p>職場のパワー・ハラスメントとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されています。</p>

	北京宣言及び行動綱領	<p>平成7年に北京で開催された第4回世界女性会議において採択されました。行動綱領は、12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための行動計画を記しています。具体的には、女性に対する暴力、権力及び意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組みなどから構成されています。</p>
ら行	リプロダクティブヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	<p>女性の人権の重要な一つとして認識されている概念のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス (健康) 妊娠・出産において身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることとされています。 ・リプロダクティブ・ライツ (権利) 全てのカップルと個人が自分の子どもの数、出産間隔などを責任を持って自由に決定できる権利とされています。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	<p>一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。</p>

舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン(第3次)」

女(ひと)と男(ひと) 自分らしく輝ける未来を

発 行 平成29年(2017年)3月

舞鶴市

編 集 舞鶴市市民文化環境部人権啓発推進室

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

T E L 0773-66-1022

F A X 0773-62-9891